あなたの「通告・通報」が、児童虐待から子どもたちを救います。

児童虐待事件の検挙数は増加中！
児童が命をおとす悲劇も後を絶ちません。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、
または生じる恐れのある暴行を加えること。

- 首を絞める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる
- タバコの火などを押しつける
- 逆さ吊りにする、投げ落とす

など

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、
または児童にわいせつな行為をさせること。

- 児童への淫行
- 児童ポルノの被写体にする
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる

など

子どもをポルノの被写体とすることは、性的な児童虐待です。児童ポルノは、子どもの人権を大きく傷つけ、子どもの将来に多大な影響を及ぼします。

- インターネット上で児童ポルノを発見した際には、最寄りの警察署またはインターネット・ホットラインセンターまでご通報ください。
  インターネット・ホットラインセンター **http://www.internethotline.jp/**
- インターネット上に限らず、児童ポルノの提供、製造、公然陳列等の事件情報をお持ちの方は、最寄りの警察署または匿名通報ダイヤルまでご通報ください。
  匿名通報ダイヤル **0120-924-839** **http://www.tokumei.or.jp/**

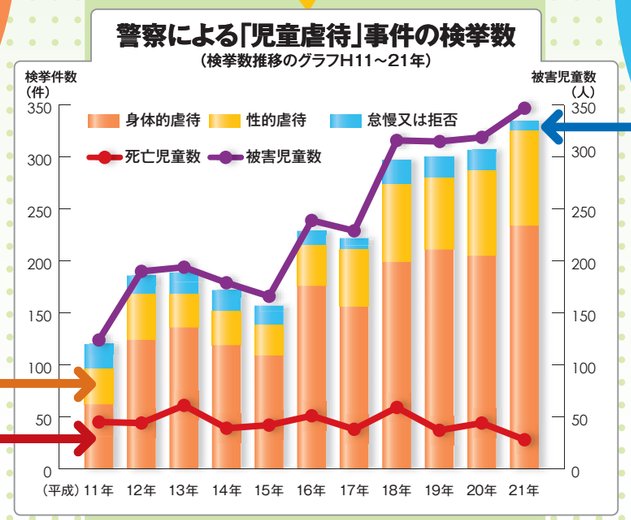

通告！児童虐待

「見つけたら通告する」「通告した人のプライバシーは守られる」ことが、法律で定められています。

第六条 **児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者**は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に**通告しなければならない**。

第七条 通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は**児童相談所は、通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない**。

※「児童虐待の防止等に関する法律」より抜粋

怠慢または拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような、著しい減食や長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 乳幼児を家に残したまま長時間外出する
- 乳幼児を車中に放置したままにする
- 適切な食事を与えない
- 衣服や室内を長期間不衛生なままにする
- 児童に登校する意思があっても登校させない

など

心理的虐待

児童への著しい暴言や著しく拒絶的な対応、児童の目前での配偶者に対する暴力など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 言葉による脅かし
- 無視したり拒否的な態度を示す
- 児童の面前で家族などに対し暴力を繰り返す
- 他の兄弟姉妹と著しく差別した扱い

など